

議案第 18 号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

三次市長 福 岡 誠 志

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する
条例（案）

（市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第 1 条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年三次市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に、「法第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第 2 条中「法第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「法第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に、「又は単身赴任手当」を「，単身赴任手当又は在宅勤務等手当」に、「第 1 7 3 条第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」に改める。

（三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 三次市下水道事業の設置等に関する条例（平成 3 0 年三次市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

（三次市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 三次市病院事業の設置等に関する条例（平成16年三次市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。